

事務連絡

令和4年3月24日

各 都道府県 保育主管部（局）御中
市町村

厚生労働省子ども家庭局保育課

児童の転園の際の転園元から転園先への情報提供について

保育所等（保育所及び地域型保育事業所をいう。以下同じ。）の利用児童が他施設（幼保連携型認定こども園及び幼稚園を含む。）に転園する際の転園元から転園先への情報提供については、現在も必要に応じ、各保育所等において作成している児童の育ち等に関する記録を転園先に送付する等の方法により行っているところですが、転園先での円滑な保育に当たっては、児童の育ち等に関する記録について、保護者の同意を得た上で転園先の保育所に送付いただくことが望ましいことから、各保育所等において可能な限り、保護者の同意を得た上で実施いただくようお願いします。

なお、送付に当たっては、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含むものであるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこととしてください。

個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下のとおりです。

- ① 公立の保育所等については、各市区町村が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
- ② 私立の保育所等については、個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当し、原則として個人情報を第三者に提供するには本人の同意が必要となるため、第三者提供について本人（保護者）の同意を得ること。

あわせて、情報提供に当たって各保育所等で作成している児童の育ち等に関する記録を送付する際には、統一の様式による情報共有を行うことが効率的な実施の観点からも望ましいことから、各保育所等においては、児童の育ち等を記録するに当たり必要な項目を盛り込んだ「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年厚生労働省子ども家庭局）に示す児童票の様式を活用することを検討してください。

各市区町村におかれては、上記内容について十分御了知の上、管内の保育所等に対して周知していただくようお願いします。

(参考1) 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>

(参考2) 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

保育所等の利用児童が他施設に転園する際の児童に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令3厚生労働省子ども家庭局）に示す児童票の様式を活用するなど、保育士の事務負担に配慮した上で、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

○本件についての問合せ先

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4852、4854）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp